○農林水産省告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡高森町・根羽村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高森町・根羽村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百十号

青森空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月五日

国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所

指向信号灯灯火以外の飛行場灯火　青森県　青森県青森市長島一丁目一番一号

㈡　(1)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　青森空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　青森空港内及びその周辺　青森県青森市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十三万カンデラ」を「二万カンデラ」に、「四万カンデラ」を「三千六百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十四年五月三日

○国土交通省告示第四百十一号

中標津空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月五日

国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　中標津空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　中標津空港内及びその周辺　北海道標津郡中標津町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第三百三十八号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十四年四月五日

○国土交通省告示第四百十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月五日

国土交通大臣　前田　武志

第二項の表銚子ＶＯＲの項中「平成23年７月28日から平成24年４月４日まで供用休止」を「平成24年４月５日から供用再開」に改め、同表猿田ＶＯＲの項を削る。

第三項の表銚子タカンの項中「平成23年７月28日から平成24年４月４日まで供用休止」を「平成24年４月５日から供用再開」に改める。

第四項の表福岡１６ＩＬＳの項中

ミドルマーカー	75	1
アウターマーカー	75	3

を

ＤＭＥ	1,015	100

に、「福岡空港及びその周辺」を「福岡空港内」に改める。

第五項の表猿田ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第四項の表福岡１６ＩＬＳの項の改正規定は平成二十四年五月三日から施行する。

○国土交通省告示第四百十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月五日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ユニバーサル造船株式会社　艤船・特機事業本部	神奈川県横浜市鶴見区末広町２丁目１番地	鋼製船体	平成24年３月28日から平成29年３月27日まで

○国土交通省告示第四百十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月五日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ヤマハ発動機株式会社　マリン事業本部　ＭＥ事業部	静岡県浜松市南区新橋町１４００番地	船外機（連続最大出力74キロワット以下のものに限る。）	平成24年４月１日から平成29年３月31日まで

○国土交通省告示第四百十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年四月五日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

株式会社都市居住評価センター　東京都港区虎ノ門一丁目一番二十一号

二　変更する年月日

平成二十四年四月一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

東京本部事務所　東京都港区虎ノ門一丁目一番二十一号